

「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（中間案）」に対する パブリックコメントの実施結果

- 1 実施期間
平成28年7月11日から平成28年8月9日までの間
- 2 寄せられた意見
2人から合計4件（いずれも電子メール）
意見の内容等は以下のとおり。

(1) 「画像の保存期間」について

	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
1	中間案では「1か月」が基準だが、媒体は消耗品であり、維持運営コストを考えると、必要最小限は2週間の方が良いと思う。基本的に休日設定のある商業施設や一般法人は2週間の録画期間で運用しているところがほとんどである。	本ガイドラインでは、画像の保存期間について「設置目的を達成する範囲内で、必要最小限度の期間」として「概ね1か月以内」を例示しております。 これは、長期間の保存による画像流出のリスクの増大との兼ね合いを考慮したものであり、他県のガイドラインにおいても、その多くが「概ね1か月以内」としてしています。 御意見のとおり、画像の保存期限を長くするためにハードディスクの容量を増やした場合、コストが高くなる等の問題もありますので、設置者等が設置目的や設置場所の状況、維持管理費用等の諸事情を勘案して、保存期間を2週間として運用することは差し支えないと考えます。

(2) 「保守点検」について

	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
2	定期的な保守点検にも、「概ね1年に1～2回」などの期間の目安を加えた方が良いと思う。	防犯カメラの保守点検については、カメラの設置場所の環境や機器の性能、運用方法等によって異なることから、それぞれ適切な時期に行っていただくことが必要と考えます。
3	ハードディスク等の録画媒体が故障・消耗した場合は録画ができなくなる。 よって、「ハードディスクの故障を知らせる音声エラー機能があるレコーダーを必ず設置し、毎日録画状況のチェックを実施する」等の、日常保守をする上での注意点を具体的に記した方が良いと思う。	防犯カメラや録画装置等の機能に関しては、設置者等が、カメラの設置目的を達成するために、日常的な点検や定期的な点検を行うことが重要と考えます。 なお、「録画状況を確認する」ことについては、日常点検の例示として記載することとします。

(3) その他の意見

	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
4	県内では、助成金等の活用により防犯カメラが設置され、商店会や学校、地域の安全安心に関与できている。こうした活動が県内に広がるよう、ガイドライン策定に伴い、関係機関・団体が連携して住民の安全に関与していただきたい。 安心のある安全な宮城のまちづくりへのガイドライン策定に期待する。	他府県のガイドラインや、県民の皆様からいただいた御意見等を参考として、有識者会議で検討しながら、よりよいガイドラインを策定したいと考えます。 また、ガイドライン策定後は、防犯団体を始めとした関係機関・団体と連携しながら、ガイドラインの広報・周知を図り、安全で安心なまちづくりに努めてまいります。